

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	尼崎市 統合宛名システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市長は、本市の統合宛名システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特に統合宛名システムは、事務の一部を外部業者に委託しているため、契約に際して委託事業者に個人情報等の保護に係る誓約書を提出させるとともに事業者の情報保護管理体制を確認している。また委託業務従事者からは個人情報保護等に係る確認書の提出を求めることで、特定個人情報の取扱いには万全を期している。

評価実施機関名

尼崎市長

公表日

令和4年5月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	統合宛名に関する事務
②事務の概要	<p>【統合宛名】 「統合宛名システム」とは、事務処理(行政サービス)上必要となる基礎情報(対象者の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等)の業務横断的な管理を実現し、団体内統合宛名番号(尼崎市所有システムにおいて個人を一意に特定するために付番されている番号。また、中間サーバにおける符号と一意に個人を特定する番号)を用いた中間サーバとの情報連携を実施するものである。住民基本台帳登録者は住民基本台帳システム上の宛名番号にて業務横断的な管理がなされているが、住民基本台帳システムの登録外者(住民基本台帳上、尼崎市に住所を有しない者)については各業務システムごとに必要な宛名情報を管理しているため、その登録者を登録外者として団体内統合宛名番号で個人を一意に特定し、業務横断的に管理する事務を行う。 また、各担当部署の業務の必要性により統合宛名システムを参照する場合、本特定個人情報保護評価書に記載されたリスク対策を実施する。</p> <p>【中間サーバ】 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うための、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための「中間サーバ」を管理する事務を行う。 (※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③システムの名称	①統合宛名システム ②中間サーバシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項並びに第9条第2項に基づく尼崎市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月17日条例第51号)(以下「番号条例」という。)第3条(個人番号の利用範囲等) ※同法令及び同条項により番号利用が認められる各事務システムを統括管理する
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第22条(特定個人情報の提供)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務局 行政法務部 情報政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務局 行政法務部 公文書管理担当 郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 電話番号06-6489-6171
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務局 行政法務部 情報政策課 郵便番号660-0051 兵庫県尼崎市東七松町1丁目5番20号 市政情報センター 電話番号06-6489-6202

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成28年5月1日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年2月27日	I 関連情報「3. 個人番号の利用」法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条(利用範囲) ※同条により番号利用が認められる各事務システムを統括管理する	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項並びに第9条第2項に基づく尼崎市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月17日条例第51号)(以下「番号条例」という。)第3条(個人番号の利用範囲等) ※同法令及び同条例により番号利用が認められる各事務システムを統括管理する	事前	重要な変更(個人番号の利用)
平成29年5月1日	定期的な評価書の見直し	—	定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
平成30年6月1日	定期的な評価書の見直し	—	定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	定期的な評価書の見直し	—	定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和1年5月31日	IVリスク対策	—	本書の様式変更に伴い、リスク対策状況を新たに記載した。	事後	定期的見直しに合わせて様式変更に対応したため。
令和2年7月1日	評価書の再評価	—	評価書の再評価により、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和2年7月1日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年4月1日	定期的な評価書の見直し	—	定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和3年4月1日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。
令和4年4月1日	定期的な評価書の見直し	—	定期的な見直しにより、しきい値判断を実施した。	事後	しきい値判断に変更がなかったため。
令和4年4月1日	文言関係	—	組織改正等に伴い、部署名の記載を変更した。	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあつたため。